

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

- (1) 「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）」が令和4年6月15日に公布され、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第372号）」（令和5年12月22日公布）において同法附則第1条第5号に掲げる規定の施行期日が令和7年6月1日とされたことから、引用条項の整備を行うため、所要の改正を行う。
- (2) 国のデジタル臨時行政調査会から示された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に従い、アナログ規制を見直すため、所要の改正を行う。（デジタル戦略本部室からのアナログ規制に係る調査において、本規定は令和7年4月改正予定としている。）
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」が令和5年6月9日に公布され、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）」（令和5年12月27日公布）において同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日とされたため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 児童福祉法第33条が改正されたことに伴い、引用条項の整備を行う。（第1条第1項第20号）
- (2) アナログ規制を見直すため、従来の「掲示場に掲示」する手法を改め、「インターネットの利用その他の方法により公表」することとし、公報への搭載を廃止する。（第20条の2）
- (3) 番号法等の一部改正に伴い、健康保険証が廃止されたため、第21号様式の2のうち、「健康保険証」を「個人番号カード等又は資格確認書」に改める。（第21号様式の2（第19条関係））

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

ただし、第21号様式の2の改正規定は公布の日から、第1条第1項第20号の改正規定については同年6月1日から施行する。